

鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域づくり協議会が主体となり、小地域福祉活動をより円滑に実施できるよう推進し、もって地域住民同士が協力し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的に、必要な事項を定めるものである。

（補助対象団体の条件）

第2条 補助対象団体は、市内の地域づくり協議会及びその構成団体とする。

（補助対象の活動内容）

第3条 補助の対象となる活動内容は、地域づくり協議会において地域住民が主体的に取り組む下記の小地域福祉活動とする。

- （1）高齢者福祉活動（一人暮らし高齢者の集い・敬老会の実施、給食サービス、見守りネットワーク活動等）
※一人暮らし高齢者の集いを、地区民生委員児童委員協議会主催（複数の地区合同開催含む）で実施される場合は、「鈴鹿市一人暮らし高齢者の集い事業交付要綱」に則り別の補助金を申請することもできる。ただし、2つの補助金を併用することはいできない。
- （2）子ども福祉活動（子育て中の母子交流の場づくり、子ども食堂の実施等）
- （3）地域の支え合い活動（住民参加型在宅福祉サービスの運営、行方不明者搜索ネットワークの構築、支え合いマップの作成、福祉委員の養成等）
- （4）地域防災活動（災害時要援護者見守りマップの作成、地域版災害ボランティアコーディネーターの養成等）
- （5）協議会の活動区域で実施される福祉イベント、福祉懇談会、勉強会等
- （6）その他、鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が認める活動

（補助対象とならない活動）

第4条 補助の対象とならない活動内容は、次に掲げるものとする。

- （1）小地域福祉活動と認められないもの
- （2）法令または公序良俗に反するもの、又は恐れのあるもの
- （3）政治、宗教活動を助長する恐れのあるもの
- （4）飲食費、飲食等施設での経費（但し給食サービス活動等は除く）
- （5）各種娯楽を目的とした活動に関わる旅費、入場券代等
- （6）その他会長が地域福祉活動と認められないもの

（補助金額）

第5条 補助金額は、別表「各地域別補助金額」で記載された金額を上限とする。

(補助の申請)

第6条 補助を申請する地域づくり協議会の代表者は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金実施協議書（表紙）（様式1-1）」「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金 実施協議書（様式1-2）」を、会長に提出するものとする。

2 全地区からの申請を受け付けた後、予算に余剰金が発生する場合は、前項と同様の流れで2次申請を行うことができる。ただし、すでに申請された事業の補填分は認めない。年度途中で新たな事業に取り組むものに限る。

(補助の決定)

第7条 会長は、前条を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助の可否及び補助額等を「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金交付決定通知書（様式1-3）」により代表者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知書を受理した地域づくり協議会は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金交付請求書（様式1-4）」により、補助金を請求することができる。地域づくり協議会の構成団体に対して振込を希望する場合は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金振込口座証明書（様式1-5）」及びその通帳の写しを会長に提出するものとする。

(補助金の振込)

第9条 会長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに決定補助額の振込を行う。

(実施報告)

第10条 補助を受理した地域づくり協議会は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金実施報告書」及びその他支払いを証明できる書類等を、補助対象事業を全て完了後1か月以内、又は別に定める期日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助を受理した地域づくり協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 第2条及び第3条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 目的外に使用したとき。
- (4) 補助金が余ったとき。
- (5) その他第4条に掲げる活動に使用したとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月21日から施行する。

令和8年度 鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金

申請スケジュール

鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金（新制度）について、以下の通りにスケジュールを設定しています。

以下のスケジュールは目安となります。

補助申請 (様式1-1、1-2) ※日付欄は空白のまま ご提出をお願いいたします。	R 8年3月19日までに提出
決定通知 (様式1-3)	4月1日付で通知
補助金交付請求書 (様式1-4、1-5)	4月末日までに提出
補助金交付	5月末日までに交付
補助金返戻 (様式1-8)	R 9年2月16日までに提出
実施報告 (様式1-6、1-7、会計関係書類)	3月末までに提出

●一人暮らし高齢者の集い事業補助金申請スケジュール

別紙「鈴鹿市一人暮らし高齢者の集い事業交付要綱」をご確認ください。

【事務局】鈴鹿市社会福祉協議会
地域福祉課

TEL : 059-373-5750

FAX : 059-382-7330